

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、本当の生活再建をめざして！

# 福島原発避難者訴訟

発行日 2017年6月1日  
発行責任者 原告団長 早川篤雄  
編集責任者 事務局長 金井直子  
連絡先 福島県いわき市石森1丁目24-16

## 避難者原告団だより 第23号

TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410  
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

多くの参加者が集まり、4月19日(水)第23回目の避難者訴訟期日が実施されました。2012年12月3日に福島地裁いわき支部に裁判提訴した「福島原発避難者訴訟」も、23回という回数を重ねました。この間、全国に避難した私達原告団一人一人が勇気をふりしぼり、ある時には涙をこらえながら、またある時には怒りに震えながら、本当に頑張りました。とくに第1陣(1次2次原告団)は、全員が法廷に立ち、担当弁護士先生との原告本人尋問を何回も何回も打ち合わせを重ねて万全の思いをもって尋問に臨みました。私達の共通の想いは、「原発事故さえなければ、こんなことにならなかったのに！」という強い憤りの言葉です。次回6月21日(水)の第24回期日は、第1陣原告団としての最終尋問になります。オオトリは、早川篤雄団長です。ぜひ、多くの原告団・支援者の方々の参加をお願いいたします。

☎ 平成29年(2017年)4月19日(水) 第23回 避難者訴訟の様子「裁判所まで元気にデモ行進！」



☎ 報告集会の様子「笹山尚人先生のお話し」多くの弁護士先生も参加。



**重要①【避難者訴訟原告団からの陳情ハガキ】を裁判所の裁判長と裁判官に郵送します。**

今回、同封しました陳情ハガキは、私達が直接、裁判長や裁判官に対して気持ちを伝える方法です。これは、今までの署名やデモ行進と並び、それ以上に、私達原告団が必死で公正な正義の判決を求めていることを裁判所側に訴えることが出来ます。**どうぞ、必ず書いてポストに投函して下さい。**

弁護士の報告書にもあるように、6月21日(水)の第24回裁判期日で第1陣の尋問は終わります。その後、10月11日(水)に【結審】そして来年の春頃には【判決】の予定です。

**また、いよいよ避難者訴訟の第2陣(3次・4次・5次)原告の裁判期日が開始されます。**

第2陣裁判は、8月2日(水)の午後2時から始まり、その次は12月6日(水)が予定されています。

引き続き、年内には、第6次原告団の提訴行動も予定されています。

第1陣原告団も、第2陣原告団も、同じく「福島原発避難者訴訟原告団」です。

今後も、裁判期日には、多くの原告団・支援者の裁判傍聴参加を、よろしくお願いいたします。

**重要②【明治大学:大森正之先生のアンケート調査票】記入と返送をお願いいたします。**

5月10日付けで、原告団の皆さんに郵送しました「アンケート調査票」ですが、少しずつ弁護団本部に届いています。ありがとうございます。私達避難者の一人一人、または家計の事情などを細かく調査し、それを証拠書類として弁護団と大学の研究者が共有することで、正しいデータを裁判所へ提出します。

まだアンケート調査票を記入返送されていない方は、どうぞよろしくお願いいたします。

返送の締切は、6月20日(火)必着です。

アンケート調査票に関する問い合わせは、弁護団本部 電話:03-5812-4671

**◇原告団事務局からのお願いと連絡**

①住所が変更した場合は、必ずご連絡を下さい。郵便物がこちらに返送されてしまいます。

原告団事務局長 金井直子 090-1936-1653 または、弁護団本部 来田美智 03-5812-4671 まで。

②毎回の裁判の詳細な報告書は、弁護団の先生方の重要な記録書です。

大変貴重な報告書です。ぜひ、ご家族の皆さんでお読み下さい。

特に、尋問担当チームの、ベテラン弁護士・中堅弁護士・若手弁護士の各々

弁護団先生方々の法廷での尋問場面は素晴らしいです。感動しました。

③引き続き、裁判協力金の受付をしています。(裁判に関する通信費＝印刷代・郵送代に使用しています。)

◇郵便局から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【福島原発避難者訴訟原告団】

(記号) 18210 (番号) 3922501 フクシマゲンパツヒナンシャソショウゲンコクダン

◇他金融機関から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【福島原発避難者訴訟原告団】

(店名)八二八 (店番)828 (貯金種目)普通預金 (口座番号) 0392250

